

【意見募集要項】

1. 意見募集対象

「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」

2. 募集期間

平成 31 年 3 月 15 日（金）から平成 31 年 4 月 15 日（月）

（郵送の場合は平成 31 年 4 月 15 日（月）必着でお願いします。）

3. 提出方法

【意見提出用紙】の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

（1）郵送：下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。

（2）ファクシミリ：下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。

（3）電子メール：下記【意見提出用紙】の項目に従い、メール本文に記載して、テキスト形式で送付してください。（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います）。

※お電話での御意見はお受けすることができませんので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出用紙】

宛先：環境省水・大気環境局水環境課あて

件名：「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見

住所：〒

氏名（職業）：

年齢及び性別：

電話番号：

意見：

＜該当箇所＞

（資料のどの部分についての意見か該当箇所が分かるように明記してください。）

＜意見内容＞

＜理由＞

（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※法人の場合は、法人名・所在地を明記してください。

4. 意見提出先

- 郵送の場合
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省水・大気環境局水環境課排水係あて
- ファクシミリの場合 Fax : 03-3593-1438
- 電子メールの場合 電子メールアドレス : mizu-kanri@env.go.jp

5. 資料の入手方法

- インターネットによる閲覧
 - ・ 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
 - ・ 電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- 環境省水・大気環境局水環境課において配布
(東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 26階)
- 郵送による送付
郵送による送付を希望される方は、220円切手を添付した返信用封筒(A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、上記「4. 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

6. 注意事項

- 御意見は、日本語で御提出ください。
- 参考資料は意見募集の対象ではありません。
- 電話での御意見の提出は御遠慮願います。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 頂いた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。)
- 締切日までに到着しなかった場合や御記入もれ、趣旨が不明確な場合、意見募集対象以外の御意見等、本要項に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。